

平成23年御嵩町議会第1回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成23年1月20日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年1月20日 午前9時21分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について
 - 議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書

議事日程第1号

平成23年1月20日（木曜日） 午前9時21分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について

議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 請願の委員会付託 1件

請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書

日程第5 議案の審議及び採決 2件

議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について

議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の決定

民生文教常任委員会付託事件 1件

請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	教育長 丹羽一仁
総務部長 山田儀雄	民生部長 瀬瀬久美

建設部長 松岡学一
総務課長 田中康文
福祉課長 若尾要司

教育担当参事 渡辺義弘
企画課長 鍵谷昌孝
上下水道課長 伊左次一郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間英明

議会事務局書記 加藤暢彦

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、お願いをいたします。

竹内副町長は親族の不幸により、また、堀まちづくり参事は公務の都合により、それぞれ欠席をしております。

なお、NHK岐阜放送局より、ビデオ撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

招集者 渡辺町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

改めまして、おはようございます。

雪の中御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ことし、いわゆる年末年始は非常に穏やかな年明けを迎えたわけでありませうけれど、それ以降、本当に多くのことが起きております。また、おいおい皆さんにも説明をさせていただく機会があるかと思いますが、亜炭廃坑の問題であるとか、産業廃棄物処理場の問題であるとか、本当に多くのことが起きております。まちは常に動いているという状態であります。

本日、その中でお集まりいただきました件については、政権交代がございました。それによって、いろんな手続上の改革と申しますか、改善と申しますか、よくまだわからないわけでありませうけれど、そうした影響が出てきているということ。また、今回、3ワクチンについての補正予算を計上しておりますが、これも非常に対応を早くしていただけたということかなというのを思っておりますが、私自身は、平成23年度から対応しようというふうには思っておりますけれど、見切り発車でもありませんでしょうが、この2月からスタートを切るというようなことになりました。それで、皆さんにお集まりいただいたということでもあります。

本日提案いたします議案は、平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）、平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）、議案2件であります。慎重なる御審議をいただきますことをよろしく願いいたしまして、冒頭の私のあいさつにかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 梅原勇君、11番 谷口鈴男君の2名を指名します。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る1月12日の議会運営委員会で本日1日と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました議案第1号と議案第2号の2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

御嵩町一般会計補正予算（第9号）の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ67億2,101万6,000円とするものであります。

4ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款15県支出金、項02県補助金の目03衛生費県補助金1,079万3,000円は、平成22年度、国の補正予算により、地方自治体が実施する、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種事業に対して、都道府県に基金を設置し、財政支援を行うこととなりました。町が実施する子宮頸がん等ワクチン接種に係る事業費及び事務費に対する子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金であります。

次に、歳出について説明いたします。

款02総務費、項01総務管理費の目14財政調整基金費1,580万8,000円は、財源調整のため、財政調整基金積立金の減額を行うものであります。

款04衛生費、項01保健衛生費の目02予防費2,660万1,000円は、平成23年2月1日から実施を予定しております子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種に係る費用であります。節11需用費8,000円は、予診票作成のための用紙代であります。節12役務費の15万2,000円は、接種対象者への通知に係る郵便料であります。節13委託料2,380万4,000円は、子宮頸がん等ワクチンを接種する場合は、原則として可児市御嵩町内の指定医療機関において接種をお願いしております。これに係る指定医療機関へ支払う予防接種委託料及びデータ入力に係る電算委託料であります。節20扶助費263万7,000円は、子宮頸がん等ワクチン接種を可児市御嵩町の指定医療機関以外で行われた方は、償還払いとなります。これに係る子宮頸がん等ワクチン接種助成費であります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

おはようございます。

私の方からは、議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

議案つづりの、補正予算の薄紫色の表紙1ページをお願いいたします。

第1条は、下水道特別会計補正予算（第3号）で、地方自治法第213条第1項の規定による

繰越明許費を定め、翌年度へ繰り越して使用する経費の限度額を定めるものでございます。

この内訳は、第1表、繰越明許費に記しましたとおり、款下水道事業費、項下水道施設費、事業名、上之郷汚水幹線他下水道整備事業に1億10万円を限度額として、翌年度へ繰り越して使用するものでございます。

この繰り越しは、共和台地区面整備実施設計委託業務1件、上之郷汚水幹線下水道整備工事2件を対象としたもので、繰り越しとする理由につきましては、これらが、岐阜県が国から取得する下水道法第25条の3、第1項に規定される木曾川右岸流域下水道の事業計画変更認可及び都市計画法第63条第1項に規定される都市計画下水道事業の事業計画の変更認可取得が、県担当課の大変な御努力をいただいても、当初の予定から実質4ヵ月の遅延となる平成22年12月1日付認可、岐阜県及び当町への伝達が平成22年12月27日となったことにより、今後、町が取得する同下水道法及び都市計画法の知事認可及び社会資本整備総合交付金の交付申請並びに交付決定を受けての委託及び工事請負契約となることから、当年度内の完成が不可能となったこと。また、当年度において、国が認めた同交付金の目的が、年度を分けることを、その性質上一体不可分としていることから、翌年度にわたる債務負担として明許繰越の翌債とし、年度内に契約をし、その履行及び工事期間を平成22年度から平成23年度までの年度をまたいだ契約及び支出負担行為とするため、繰越明許費の補正を上程するに至ったものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

請願の委員会付託

議長（鈴木元八君）

日程第4、請願の委員会付託を行います。

請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書を議題といたします。

議会事務局長に朗読をさせます。

佐久間議会事務局長。

議会事務局長（佐久間英明君）

それでは、お手元の配付資料、請願つづりをごらんください。

その1ページ目、裏面になります。

医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書

平成23年1月11日

御嵩町議会議長

鈴木 元八 様

(請願代表者)

住 所 岐阜県可児郡御嵩町前沢4796番地 1

前沢自治会 会長 西岡 昭機

岐阜県可児郡御嵩町津橋3610番地 1

津橋自治会 会長 和田 敏彦

(紹介議員)

御嵩町議会議員 梅原 勇

御嵩町議会議員 植松 康祐

1. 請願趣旨

この度、マルエス産業(株)が、前沢地内(中部プラント工場跡地)に、医療系廃棄物処理施設設置の計画を立てております。

11月25日前沢公民館にてマルエス産業(株)より説明を受けましたが、次のような不安事項が多く、地元住民としては容認できるものではありません。

- ・農業用水源地と隣接しており、下流域に影響が出る恐れがある。
- ・搬入される感染性廃棄物からの病原体の拡散が懸念される。
- ・鳥獣など敷地内に入り込み有害物質の被害拡散の恐れもある。
- ・農業で生計を立てている者もあり、風評被害により営業に多大な損失が予想される。
- ・地元民が常時不安を抱えて生活を強いられると同時に、過疎化に拍車がかかるのも確実と予想される。

2. 請願項目

是非にもこの計画を阻止していただきたく、地方自治法第124条の規定により地元自治会代表者(自治会長)をもって強く請願いたします。

以上です。

議長(鈴木元八君)

朗読が終わりましたので、請願第1号について、紹介議員より説明があれば、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 梅原勇君。

10番(梅原 勇君)

おはようございます。

ただいま、事務局長の方から朗読いただきました医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する

る請願書、その中で、請願趣旨というのが五つほど取り上げてみえましたが、請願趣旨に取り上げてあります理由等により、地元住民の方々が、今までどおりの安全で安心な生活環境がなくなるかもしれないと、大変な危惧を抱いてみえます。

議会としましては、広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心が高いものにつきましては、法定受託事務であろうと、自治事務であろうとも、公益に関する事件として認められる限り、議会はその請願を採択する義務があると私は認識しております。

皆様御承知のように、一般的には、請願は定例会において処理することが多いのでありますが、今回の異例な臨時会への請願提出は、地元住民の方々が、一刻も早く許認可権のある県に、地元住民の総意で、この産廃計画には反対だと明確な意思表示をし、県の、これが、今後あります審査に反映させたいという、素朴で純粋な気持ちであります。

今後、委員会審査となっていくわけではありますが、委員の皆様方には、そのあたりをどうか御賢察の上、慎重な御審議をよろしくお願いいたしまして、提案の説明にいたします。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

ただいま議題としております請願第1号につきましては、1月14日開催の議会運営委員会において、民生文教常任委員会にその審査を付託することの決定をいただきました。

お諮りします。この請願につきましては、民生文教常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、民生文教常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。この後、民生文教常任委員会が開催されますので、9時50分からよろしくお願いをします。

それまで暫時休憩、よろしくお願いをします。

午前9時40分 休憩

午前10時49分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

なお、日程についてですが、先ほど開催した議会運営委員会で、日程第6が、新たに配付しました議事日程のとおり変更になりましたので、よろしくお願いをいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第6、委員会の閉会中の継続審査の決定を議題とします。

皆さんのお手元に配付しました閉会中の継続審査つづりをごらんください。

今臨時議会で、先ほど付託しました請願第1号 医療系産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願書について、民生文教常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。民生文教常任委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、民生文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（鈴木元八君）

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

慎重なる審議、どうもありがとうございました。御苦労さまでございました。

また違った形での御報告は申し上げたいとは思いますが、昨年12月20日、文部科学省の方へ、岐阜県の松川教育長と行ってまいりました。今まで以上に時間をかけ、文科省ではお話を聞いていただけたと、大変有意義な時間を送れたと満足しております。その後、この週の月曜日、17日でありましたが、文科省から3人の担当の方がお見えになりました。施設助成課長を初め3名であります。私が常々この問題については、まずは知っていただくこと、その上で見ていただいて、どのような対応・対象があるのかということと議論したいと申し上げたとおりの形ができてきたなあということは大変うれしく思っております。見ていただいた後に、この公室の方で議論を重ねました。この時間も大変有意義で、驚くようなアドバイスもいただけたと大変満足しております。今後、方向性としては、いろんな形での選択肢があるかと思いますが、ぜひ議員の皆さんにも御相談しながら進めてまいりたいと考えております。

被害の出ました顔戸地区の5軒の方々については、まだ不自由な生活をしておられる状況がありますが、境界ぐいも打つことができました。今は設計の段階に入っております。本年度3月31日にぎりぎり間に合うかどうかということではありますが、少なくとも順調に進捗していると解釈しております。

今、請願の方の継続審査ということが決められました。

ちょうど19年前になるかと思いますが、御嵩町の抱えた大きな産業廃棄物処分場問題、ちょうど1月のこの時期だったと思いますが、取りかかって、かかわることになりました。その19年間で出た私自身の感想としては、訴訟であるとか、いろんな形の恐怖心というものがあるとしたら、それによって行動が制約されるとしたら、結果的に事業の進捗の一助をなしてしまうということでもあります。ここは覚悟をもって、賛成であれ、反対であれ、憲法に定められております言論の自由を守っていくということが一番大切なことだと思っております。

御嵩町の最高の議論の場であるこの議会で、十分な議論をしていただきたい。

行政の長の立場としましては、そうした住民の考え、町民の考え、町民の代表である皆さんの考え方をしっかりと把握した上で事に当たりたいと思っておりますので、ぜひその点よろしく願いまして、本日の臨時会のお礼にかえさせていただきたいと思っております。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

これもちまして、平成23年御嵩町議会第1回臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午前10時58分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員